

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（北陸新幹線の敦賀延伸等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(急行券の発売)	(急行券の発売)
<p>第 31 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>	<p>第 31 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>
(1) 特別急行券	(1) 特別急行券
(中略)	(中略)
<p><u>4 IRいしかわ鉄道株式会社線の特別急行列車と、北陸本線経由となる他の特別急行列車を金沢駅で出場しないで乗り継ぎ、大阪・西金沢間の各駅（大阪・近江塩津間については湖西線を経由して運転する特別急行列車に乗車する場合に限る。）と IRいしかわ鉄道株式会社線内の各駅間又は七尾線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>5</u> 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第 15 条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。</p>	<p><u>4</u> 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第 15 条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。</p>
(中略)	(中略)
(割引の急行券の発売)	(割引の急行券の発売)
<p>第 33 条の 2 第 31 条第 1 項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について<u>旅客規則第 57 条の 2 の規定が適用となる</u>とき又は旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の急行券を発売することがある。</p>	<p>第 33 条の 2 第 31 条第 1 項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、<u>旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは</u>、割引の急行券を発売することがある。</p>
(中略)	(中略)
(特別車両券の発売)	(特別車両券の発売)
第 35 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転す	第 35 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転す

現 行	改 正																				
<p>る列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>(中略)</p> <p><u>3</u> 第31条第4項の規定は、特別車両券の発売に準用する。</p> <p><u>4</u> 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p><u>5</u> 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第68条 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによって計算した料金</p> <p>(中略)</p> <p>3 第35条第<u>5</u>項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(注) 第1項第2号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、細則別表に定めるものをいう。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表(別冊)</p> <p>(402) あいの風とやま鉄道株式会社線</p> <p>規則別表</p>	<p>る列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>3</u> 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p><u>4</u> 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第68条 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによって計算した料金</p> <p>(中略)</p> <p>3 第35条第<u>4</u>項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(注) 第1項第2号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、細則別表に定めるものをいう。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表(別冊)</p> <p>(402) あいの風とやま鉄道株式会社線</p> <p>規則別表</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 1316 369 1406">連絡会社名</th> <th data-bbox="369 1316 683 1406">経由運輸機関名及び区間</th> <th data-bbox="683 1316 824 1406">接続駅</th> <th data-bbox="824 1316 981 1406">乗車券類の種類</th> <th data-bbox="981 1316 1106 1406">特殊取扱事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種類	特殊取扱事項						<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 1316 1348 1406">連絡会社名</th> <th data-bbox="1348 1316 1662 1406">経由運輸機関名及び区間</th> <th data-bbox="1662 1316 1803 1406">接続駅</th> <th data-bbox="1803 1316 1960 1406">乗車券類の種類</th> <th data-bbox="1960 1316 2085 1406">特殊取扱事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種類	特殊取扱事項					
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種類	特殊取扱事項																	
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種類	特殊取扱事項																	

現 行				改 正					
あいの風とやま 鉄道株式会社	東日本・東海・西日本旅客会社 線	城端線・氷見線	高岡	片、往、勤定、 学定、団	あいの風とやま 鉄道株式会社	東日本・東海・西日本旅客会社 線	城端線・氷見線	高岡	片、往、勤定、 学定、団
		高山本線	富山				高山本線	富山	
同	同	北陸本線	金沢	同	同	同	七尾線	富山	同
	<u>東日本・東海・西日本旅客会社 線及びI Rいしかわ鉄道線津 幡・倶利伽羅間</u>					<u>東日本・東海・西日本旅客会社 線及びI Rいしかわ鉄道線津 幡・倶利伽羅間</u>	津幡	同	
		七尾線	同						
	東日本・東海・西日本旅客会社 線及びI Rいしかわ鉄道線津 幡・倶利伽羅間		津幡						

(中略)

(403) I Rいしかわ鉄道株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
I Rいしかわ鉄 道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	<u>北陸本線</u>	金沢	片、往、続、勤定、 学定、団、急
		七尾線	津幡	
同	同		同	

(中略)

(403) I Rいしかわ鉄道株式会社線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
I Rいしかわ鉄 道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	<u>北陸新幹線</u>	金沢	片、往、続、勤定、 学定、団、急
		七尾線	津幡	
同	同		同	
	東日本・東海・西日本旅客会社 線及びあいの風とやま鉄道線	城端線・氷見線	高岡	片、往、勤定、学定、 団

現 行					改 正																								
	東日本・東海・西日本旅客会社 線及びあいの風とやま鉄道線 高岡・倶利伽羅間	城端線・氷見線 高岡	片、往、勤定、学定、 団			高岡・倶利伽羅間																							
	東日本・東海・西日本旅客会社 線及びあいの風とやま鉄道線 富山・倶利伽羅間	高山本線 富山	同			東日本・東海・西日本旅客会社 線及びあいの風とやま鉄道線 富山・倶利伽羅間	高山本線 富山	同																					
	(中略)					(中略)																							
	(405)の2のと鉄道株式会社線					(405)の2のと鉄道株式会社線																							
	(中略)					(中略)																							
						(405)の3 株式会社ハピラインふくい線																							
						規則別表																							
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡会社名</th> <th>経由運輸機関名及び区間</th> <th>接続駅</th> <th>乗車券類の種別</th> <th>特殊取扱 事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">株式会社ハピ ラインふくい 線</td> <td rowspan="3">東日本・東海・西日本旅客会社 線</td> <td>北陸本線</td> <td rowspan="2">片、往、勤定、学定、 団</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>敦賀</td> </tr> <tr> <td>越備北線</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東日本・東海・西日本旅客会社 線</td> <td rowspan="2">東日本・東海・西日本旅客会社 線</td> <td>越前花堂</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線</td> <td>福井</td> <td>片、往、団</td> </tr> </tbody> </table>	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	株式会社ハピ ラインふくい 線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	北陸本線	片、往、勤定、学定、 団		敦賀	越備北線	同	東日本・東海・西日本旅客会社 線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	越前花堂	同	北陸新幹線	福井	片、往、団			
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項																									
株式会社ハピ ラインふくい 線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	北陸本線	片、往、勤定、学定、 団																										
		敦賀																											
		越備北線	同																										
東日本・東海・西日本旅客会社 線	東日本・東海・西日本旅客会社 線	越前花堂	同																										
		北陸新幹線	福井	片、往、団																									
	(以下略)					(以下略)																							

附則

この通達は、令和6年3月16日乗車となるものから施行する。